

紹介手数料の返還ルール

採用決定者が入社後3か月以内に、本人の都合による退社または本人の責に帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

- (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合・・・紹介手数料の75%を返還
- (2) 入社後2か月以内に雇用契約が終了した場合・・・紹介手数料の50%を返還
- (3) 入社後3か月以内に雇用契約が終了した場合・・・紹介手数料の25%を返還

以上。

(株)アクセライズ